

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市棚田地域保全対策事業
補助の区分	
補助の概要	棚田地域の農地等が有する多面的機能を良好に発揮させるとともに、中山間地域における集落活動の活性化を図るため、新潟県棚田地域保全対策事業実施要領及び新潟県棚田地域保全対策事業補助金要綱に基づき、棚田地域振興法第8条第1項に規定する指定棚田地域振興協議会が行う棚田地域保全対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する
補助事業者	市内において棚田地域振興法の規定に基づき指定を受けた指定棚田地域振興協議会
補助対象経費	指定棚田地域振興協議会に所属する集落等が実施する棚田保全活動に要する次の経費 (1) 資機材購入費（鎌、草刈り機、敷き砂利、その他これに類するもの） (2) 燃料費 (3) 人件費（交通費含む）
類似補助の有無	無
	<input type="checkbox"/> 同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	事業実施地区1地区当たり年間50万円以内かつ交付期間中の補助金の合計額は100万円以内
	<input type="checkbox"/> 少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	50%（1,000円未満切り捨て）
	<input type="checkbox"/> 補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	<input type="checkbox"/> 目標に対する費用対効果（計算式）
	<input type="checkbox"/> 目標を数値化できない理由及び他の評価方法 棚田地域の集落活性化を目的としていることから、費用対効果を数値化できない。 指定棚田地域の維持をもって評価とする。
補助制度開始	令和7年7月1日
見直し時期	令和9年10月31日
補助終期	3年
補助事業の募集・開示等	<input type="checkbox"/> 開示内容及びその方法（手段） 棚田協議会に加入する団体を対象としていることから、協議会において各棚田地域に通知する。
事業担当	（担当部署） 農林水産部農業政策課
	（電話番号） 63-5117